

2019年12月17日

セゾン投信株式会社

定期売却サービス提供のお知らせ

～長期的な人生軸での資産形成・運用をサポート～

セゾン投信株式会社(代表取締役社長:中野晴啓、本社:東京都豊島区、以下「セゾン投信」)は、定期売却サービスを提供いたします。

「人生100年時代」というフレーズが定着し、高齢社会が本格化した現在、平均寿命は劇的に延びており、それと共にお金の寿命も長期化することが不可欠となっております。その対処法としては、資産運用を長期化して生涯軸で長期投資を継続していくことが重要になります。このような中、人生のリタイア期以降では豊かな人生づくりに向けて、じっくり育ててきた運用資産を“中長期に運用しながら計画的に取り崩していく”ことが新常識となりつつあります。

セゾン投信では、そうしたお客さまの新たな需要に対応するため、以下のとおり定期売却サービスを提供いたします。サービスの詳細が決定次第、順次ご案内を開始いたします。当サービスをはじめとして、資産形成をこれから始める皆さまにも資産形成の入口から出口までの“資産の見える化”をサポートし、長期投資を安心して実践いただけるようお手伝いして参ります。

	定口売却	定額売却
売却手法	指定した投資信託に対し、保有する口数を指定した期間で等分して毎月又は隔月で売却して現金で受け取る。	指定した投資信託に対し、10,000円以上1円単位で指定した定額を毎月又は隔月で売却して現金で受け取る。
対象銘柄	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド セゾン資産形成の達人ファンド	
売却周期	毎月または隔月(奇数月)	
利用料	無料	

<サービス開始時期:2020年春(予定)>

これからも「お客さまのためにのみ」資産運用を行う者として、お客さまと真摯に向き合い、誠実なサービスのご提供に努めて参ります。

<本件に関するお問い合わせ>

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668

営業時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

■ 当資料に関する一切の権利、義務は、当資料の情報提供者(以下「情報提供者」)に帰属します。当資料の内容は、情報提供者の事由により変更されることがあります。

ご留意事項

当資料は情報提供を目的としてセゾン投信株式会社によって作成された資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託に係るリスクや費用等は、それぞれの投資信託により異なります。お申込みにあたっては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

投資信託に関するリスクについて

◆基準価額の変動要因

当社の運用、販売するファンド(以下、当ファンド)はファンド・オブ・ファンズであり、主として投資信託証券に投資を行います。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」などがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべてお客さまに帰属します。

当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。

◆その他のご留意点

当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。加えて証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。投資信託の設定・運用は委託会社がおこないます。

投資信託に関する費用について

◆投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料:ありません。

○ 信託財産留保額:換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1%の率を乗じた額が控除されます。

◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用:

セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド

ファンドの日々の純資産総額に年 0.506%(税抜 0.46%)の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年 0.61%±0.02%(税込

/概算)となります。

セゾン資産形成の達人ファンド

ファンドの日々の純資産総額に年 0.583%(税抜 0.53%)の率を乗じて得た額とします。その他投資対象である投資信託証券において信託報酬がかかります。当該信託報酬も間接的にお客さまにご負担いただく費用となりますので、実質的な信託報酬は、年 1.35%±0.2%(税込/概算)となります。

※ファンドの規模に応じて変動する場合があります。

○その他費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(有価証券の売買の際に発生する手数料や、有価証券の保管に要する費用等を含む)、監査報酬(消費税含む)、立替金の利息等が信託財産の中から差し引かれます。なお、当該その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に計算方法、上限額等を示すことができません。

以上

商号：セゾン投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 349 号 加入協会：一般社団法人投資信託協会
